

衛生委員会 について

1. 委員会設置の目的

- * **労働災害防止**の取り組みを行うため
- * **健康維持・促進**の取り組みを行うため
- * 従業員同士の情報交換、
コミュニケーションをとるため



2. 委員会の設置基準と決まり

業種を問わず、

常時50人以上の従業員が在籍している

場合に衛生委員会の設置をする

ことが義務付けられています

* 開催頻度は**毎月1回以上**

* 委員会後、従業員全員に
会議の内容を周知すること

3. 衛生委員会の流れ

① 各事業所からの報告

それぞれの事業所内での事故や怪我
ヒヤリハットなどの報告をします



② 月毎のテーマ

テーマについて話し合いをします



③ 次回の日時とテーマの確認

みんなで意見を出し合い
活気あふれる
委員会にしましょう♪



4. みなさんにしていただく事

① 事業所での出来事の報告

- ・ 朝会やミーティングであったお話、事故・怪我の報告、避難訓練などの安全衛生活動の報告など！

② 会議の内容の周知

- ・ 仕事や日常生活にいかせることなどは、同じ事業所のメンバーに伝えていきましょう

③ 委員会内での発言

- ・ 皆で有意義な委員会にしましょう！

5.最後に

①出席の場合は1回1,000円の手当を支給します

- ・手当として当月分の給料で支給されます
- ・委員会開催予定時間の6割以上参加した方を出席とします
例) 開催予定時間30分の場合・・・18分以上の参加で出席

②欠席・遅刻の場合、事前連絡をお願いいたします

- ・毎月委員会が近くなりましたら担当者より出欠確認の連絡を行いますが、当日遅れそうな場合や変更がある時はご連絡下さい

③行き帰りの運転は十分に気をつけましょう

- ・残業などで間に合うかどうかの判断は慎重にお願いします
- ・安全第一ですので、無理な運転などは絶対にやめましょう

